

# 都市計画法第32条協議申請書の提出について

## 1 提出時期

- ・「宝塚市開発まちづくり条例」に基づく開発協議申出に併せて提出してください。
- ・32条協議及び条例の開発協定締結後に、29条（開発許可）申請を行ってください。

## 2 提出部数

正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

## 3 面積等の表示

小数点第2位まで正確に記入してください。

## 4 様式3（32条協議による公共施設一覧表）の記入について

従前の公共施設がある場合は、記入例に従って記入してください。なお、法第40条第1項が適用される公共施設がある場合は、32条協議終了後登記及び引継手続事務の打ち合わせをさせていただきます。

また、様式3のうち「3 区域内で整備される従前の公共施設」及び「4 区域外で整備される公共施設」は、該当する公共施設がある場合のみ提出してください。

## 5 関係図書

- 都市計画法第32条による協議について（様式1）
- 公共施設所有権移転に関する確約書（様式2）
- 32条協議による公共施設一覧表（様式3）
- 図面（位置図、土地利用計画図、公共施設求積図、縦断図、横断図、詳細図等）

(様式3)

### (32条協議による公共施設一覧表)の記入例

#### 1 法第40条第2項が適用される新たに設置される公共施設

種別	番号	概要	管理者	用地の 帰属先	備考
(道路関係)					
新設道路		W=○.○m L=○.○m A=○○○.○○㎡ その内里道整備される従前の公共施設A=△△.△△㎡を含む	宝塚市	宝塚市	
市道○号線拡幅		A=○○○.○○㎡	宝塚市	宝塚市	
(消防関係)					
防火水槽・用地		○○t A=○○○.○○㎡ 防火水槽標識(600型)○基	宝塚市	宝塚市	
消火栓		φ○○mm ○基 消火栓標識(600型)○基	宝塚市		
(公園関係)					
公園		A=○○○.○○㎡	宝塚市	宝塚市	

#### 2 法第40条第1項が適用される従前の公共施設

種別	番号	概要	管理者	用地の 所有者	用地の 帰属先	備考
(道路関係)						
里道		A=○○○.○○㎡	宝塚市	宝塚市	事業者	



## 開発許可対象工事の完了フロー図

### 1 全体の流れ

- ① 事業者 3 2 条完了検査前に別添の「**公共施設所有権移転に関する関係図書一覧**」に記載された図書を開発指導課に提出。受理後開発指導課は速やかに完了検査の日程調整を行い事業者に伝える。
- ↓
- ② 開発指導課 完了検査（都市計画法第 3 2 条協議に基づく各公共施設管理者による）を実施。検査当日の検査要員は事業者側で配置すること。
- ↓
- ③ 事業者 3 2 条完了検査合格後、開発審査課に**完了届**（都市計画法第 3 6 条第 1 項）を提出すること。  
開発審査課は完了検査の日程を事業者に伝える。
- ↓
- ④ 開発審査課 完了検査（都市計画法第 3 6 条第 2 項）を実施。検査当日の検査要員は事業者側で配置すること。
- ↓
- ⑤ 開発審査課 検査合格後検査済証（都市計画法第 3 6 条第 2 項）を発行。
- ↓
- ⑥ 開発審査課 完了告示（都市計画法第 3 6 条第 3 項）を行う。
- ↓
- ⑦ 開発指導課 完了告示書のコピー受理により管財課に公共施設所有権移転（都市計画法第 4 0 条第 2 項）依頼を行う。

※ **完了届**の様式は、**開発審査課で配布**します。提出部数等の詳細については、開発審査課で確認してください。

## 《公共施設所有権移転に関する関係図書一覧》

### 【登記関係図書】

- ・位置図（正、副） 各1通
- ・登記承諾書（正、副） 各1通（様式6 記入例参照のこと。）
- ・登記原因証明情報（正、副） 各1通（様式7 記入例参照のこと。）
- ・印鑑証明（正、副） 各1通
- ・資格証明（正、副） 各1通
- ・土地登記全部事項証明書（正、副） 各1通
- ・公共施設求積図（正、副） 各1通
- ・公 図（正、副） 各1通
- ・公共施設ごとの完了写真（正、副） 各1通

※ 土地登記全部事項証明書・公共施設求積図・公図は分筆登記後のものであること。

また、開発許可申請書の地番も必ず変更を行うこと。

※ 副は正のコピーで提出してください。

### 【引継関係図書】

- ・公共施設所有権移転申出書 (様式8)
- ・引継調書 (様式9)
- ・位置図
- ・土地利用計画
- ・公共施設平面図（公共施設の種類ごとに色分けし、凡例を作成してください。）
- ・縦断図、横断図、構造詳細図（地下埋設物も明示してください。）
- ・公共施設求積図又は地積測量図
- ・公 図
- ・公共施設ごとの完了写真

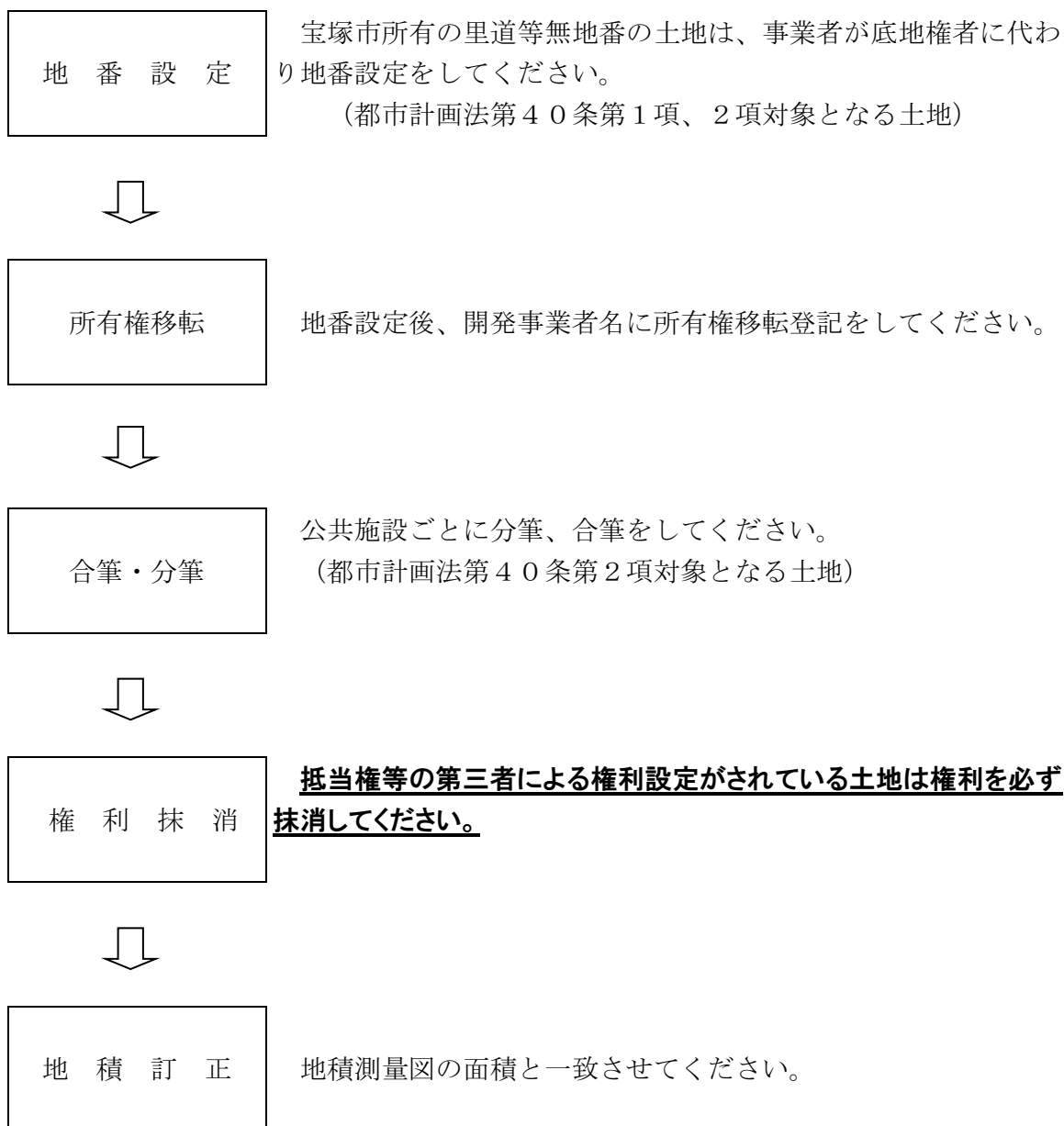
※ 引継関係図書の製本は、以下の部数で行ってください。

- 全公共施設 2部（公共施設所有権移転申出書（様式8）を表紙とする。）
- 道路関係 1部（引継調書（様式9）を表紙とする。）
- 公園関係 1部（ " " ）
- 消防関係 1部（ " " ）

## 公共施設所有権移転登記についての注意事項

- ◎ 所有権移転登記承諾書、登記原因証明情報の欄外に捨て印をしてください。
- ◎ **帰属する公共施設用地の名義が第三者の場合は「原則」開発事業者名に所有権移転登記をしてください。**
- ◎ **公共施設用地の地番設定をした場合は、開発許可申請書の地番も変更をしてください。**

公共施設用地の帰属をする場合は、下記の登記手続を行ってください。



## 公共施設所有権移転にかかる「登記承諾書」の記入例

### 見 本

<b>登 記 承 諾 書</b>		注① <u>捨印</u>		
<p>私の所有に係る下記の土地を 注④ <u>令和</u> 年 月 日 都市計画法第40条第 項の規定による帰属により公共用地 として、宝塚市に所有権移転登記されることを承諾いたします。</p>				
令和 年 月 日				
住 所 宝塚市東洋町1番2号				
氏 名 宝 塚 太 郎 注②③ <u>印</u>				
(あて先) 宝塚市長				
不 動 産 の 表 示				
<u>注⑤所在</u>	<u>地番</u>	<u>地目</u>	<u>地積(m<sup>2</sup>)</u>	
宝塚市東洋町	1番7	用悪水路	16	
宝塚市東洋町	1番8	雑種地	6	45
(以	下	余	白)	

### ( 注 意 )

- ① 捨印を押印してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないように鮮明に押印してください。
- ③ 氏名と印影とは離して押印してください。
- ④ 承諾日の日付は記入しないでください。
- ⑤ 所在・地番・地目・地積については公簿どおり記入してください。

※ 押印が不鮮明な場合は、登記申請書の補正や取下げの対象となります。

公共施設所有権移転にかかる「登記原因証明情報」の記入について  
見 本

登記原因証明情報		注① 捨印	
1 当事者及び不動産			
(1) 当事者	権利者 (甲) 宝塚市		
	義務者 (乙) 住所 宝塚市東洋町1番2号		
	氏名 宝塚太郎		
(2) 不動産の表示			
注④ 所在	地番	地目	地積 (㎡)
宝塚市東洋町	1番7	公衆用道路	160
宝塚市東洋町	1番8	雑種地	645
2 登記の原因となる事実又は法律行為			
(1) 本件不動産は、都市計画法第40条第 項の規定により、 注③ 令和 年 月 日、乙から甲に帰属した。			
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。 注③ 令和 年 月 日 神戸地方法務局伊丹支局 御中 上記の登記原因のとおり相違ありません。			
(権利者)	住所 宝塚市東洋町1番1号		
	氏名 宝塚市長		印
(義務者)	住所 宝塚市東洋町1番2号		
	氏名 宝塚太郎		注② 印

( ご注意 )

- ① 捨印を押印してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないよう鮮明に押印してください。
- ③ 日付は記入しないでください。
- ④ 所在・地番・地目・地積については、公簿どおり記入してください。



(様式1)

年 月 日

宝塚市長 様

申請者 住所

氏名

## 都市計画法第32条による協議について

下記の開発事業計画について、都市計画法第32条の規定に基づく協議（同意）が必要ですので、関係図書を添えて協議いたします。

### 記

開 発 地 宝塚市 \_\_\_\_\_

開 発 概 要

開 発 面 積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

予 定 建 築 物 \_\_\_\_\_

計 画 戸 数 \_\_\_\_\_ 戸

(様式2)

## 公共施設所有権移転に関する確約書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第2項の規定に基づき、宝塚市に帰属することとなる開発施行区域内にあるすべての公共施設の用に供する土地の所有権移転に関し、下記事項を確約し本書を提出します。

年 月 日

宝塚市長 様

事業者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### 記

- 1 開発区域の面積と土地の登記面積とを完了検査時まで同一にし、宝塚市に帰属することとなる公共施設の用に供する土地は、当該公共施設の管理者別に分筆登記後、所有権以外の権利を抹消または解消し、完全な状態での所有権を確保します。
- 2 宝塚市に帰属することとなる公共施設の用に供する土地は、都市計画法第32条協議対象の公共施設工事完了検査のときまでに、境界杭により境界を明確に標示するとともに、次の書類を上記検査時まで提出します。
  - ① 引継関係図書（公共施設所有権移転申出書、引継調書、関係図面等）
  - ② 登記関係書類（登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明書、資格証明書、土地登記全部事項証明書等）

(様式3)

### 3 2 条協議による公共施設一覧表

#### 1 法第40条第2項が適用される新たに設置される公共施設

種 別	番 号	概 要	管理者	用地の 帰属先	備考

#### 2 法第40条第1項が適用される従前の公共施設

種 別	番 号	概 要	管理者	用地の 所有者	用地の 帰属先	備考



(様式4)  
年 月 日

宝塚市長 様

申請者 住所

氏名

## 都市計画法第32条による協議（変更）について

先に同意いただきました下記の開発事業計画について、都市計画法第32条の規定に基づく変更協議（同意）が必要ですので、関係図書を添えて協議いたします。

### 記

開 発 地 宝塚市 \_\_\_\_\_

開 発 概 要

開 発 面 積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

予 定 建 築 物 \_\_\_\_\_

計 画 戸 数 \_\_\_\_\_ 戸

前回同意日 \_\_\_\_\_ 年（20\_\_年） 月 日

### ※ 関係図書

- ①都市計画法第32条による協議（変更）について (様式4)
- ②変更箇所対照表 (様式5)
- ③32条変更協議による公共施設一覧表 (様式3を準用)
- ④図面（位置図、変更箇所が分かる土地利用計画図、その他必要図書）

(様式5)

## 変更箇所対照表

変更前	変更後



## 登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 宝塚市  
義務者(乙) 住所  
氏名

(2) 不動産の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 本件不動産は、都市計画法第40条第 項の規定により、  
令和 年 月 日、乙から甲に帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 神戸地方法務局伊丹支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 住 所 宝塚市東洋町1番1号

氏 名 宝塚市長

印

(義務者) 住 所

氏 名

印



(様式 8)

年 月 日

宝 塚 市 長 様

申出人 住所  
氏名

## 公 共 施 設 所 有 権 移 転 申 出 書

下記の開発許可に基づく工事が完了しましたので、都市計画法第 39 条並びに第 40 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、宝塚市に帰属することとなる公共施設を所有権移転いたしたく、別紙の関係図書を添付し申出します。

### 記

開 発 場 所 宝塚市 \_\_\_\_\_

開 発 許 可 日 年 ( 2 0 年 ) 月 日

公 共 施 設 道路、公園、消防水利施設

その他 ( )

(様式9)

# 道路関係引継調書

号線道路	幅員 m	延長 m	面積 m <sup>2</sup>	備考
計				

(様式9)

消 防 関 係 引 継 調 書

番 号	種 別	面 積 m <sup>2</sup>	設 置 概 要			
			幅 m	長 さ m	深 さ m	容 量 m <sup>3</sup>

種 別	材 質 寸 法	延 長 m	個 数	備 考

(様式9)

公 園 関 係 引 継 調 書

事 業 名		計画人口	
事 業 者 住 所 氏 名		公園面積	
完 了 告 示 年 月 日		区 域 に 対 す る 公 園 率	
面 積		計画人口 に対する 公 園 率	
備 考			

(様式9)

各 公 園 別 施 設 調 書

公園名 (		公園)	面積	m <sup>2</sup>
公 園 施 設	図付 番号	種 類 及 び 名 称	数 量	構 造 及 び 規 模